

申請に対する審査基準・標準処理期間

件名	社会福祉法人の定款変更の認可
根拠法令及び条項	社会福祉法第45条の36第2項
所管部課名	健康福祉部 福祉課
概要	<p>御前崎市長が所轄庁である社会福祉法人の定款の変更は、御前崎市長の認可が必要です。</p> <p>(御前崎市長への届出で足りる「事務所所在地の変更」、「基本財産の増加」又は「公告の方法の変更」に係る変更は除きます。)</p>
審査基準	<p>「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知)別紙1社会福祉法人審査基準及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知)別紙社会福祉法人審査要領を適用します。</p>
標準処理期間	<p>30日</p> <p>ただし、次に掲げる日は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土曜日及び日曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日
備考	